

公益財団法人熊本県環境整備事業団

令和5年度（2023年度）任用嘱託職員（廃棄物安全管理指導員）募集案内

1 職種

廃棄物安全管理指導員

2 職務内容

- (1) 廃棄物搬入事務、マニフェスト（産業廃棄物管理票）受付に関すること
  - ① マニフェストの記載、内容チェック、修正等の説明
  - ② 搬入時のパソコンデータ入力等
  - ③ 搬入予約の受付、整理、関係者との連絡調整
  - ④ マニフェスト、搬入情報の整理、処分料請求事務
- (2) 廃棄物の円滑な受入れに関すること
  - ① 電話相談等の対応
  - ② 搬入廃棄物に関する資料作成、データ入力等
  - ③ 搬入者への安全管理講習の実施
- (3) その他事業団の円滑な事務処理に関すること

3 採用予定人数

2人

4 勤務条件

- (1) 任用期間  
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (2) 勤務地  
公益財団法人熊本県環境整備事業団  
熊本県玉名郡南関町下坂下4771-3
- (3) 勤務時間  
9：00～16：00（週4日）  
9：00～15：00（週1日）  
ただし、これにより難しい場合は、事務局長が別に指定した時間  
※1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (4) 休憩時間  
12：00～13：00
- (5) 休日等  
土、日、祝日

(6) 報酬等

5時間勤務日額：6,678円

6時間勤務日額：8,014円

7時間勤務日額：9,350円

(7) 加入保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

(8) 条件付採用

採用から1か月間は条件付採用となります。ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用を延長します。

5 受験資格

(1) 普通自動車免許を所持し、普通自動車の運転ができる方

(2) ワード、エクセル、パワーポイントの基本的操作ができる方

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

6 試験の方法

(1) 論文試験

文章による表現力及び論理性などについての記述式による筆記試験

(2) 口述試験

個別面接による口述試験

(3) 受験の際に持参するもの

- ・ 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）
- ・ 時計は、計時機能だけのものに限りません。

7 試験の日程・会場等

(1) 日時

令和5年2月16日（木）

論文試験 午前11時から午前11時45分まで

口述試験 午後1時10分から順次実施（試験時間20分、休憩5分）

(2) 場所

公益財団法人熊本県環境整備事業団 管理棟2階 研修室

〒861-0821 熊本県玉名郡南関町下坂下4771-3

(3) 結果通知等

試験結果については、令和5年2月21日（火）までに郵送により文書で通知します。

8 採用方法等

(1) 合格者については、「公益財団法人熊本県環境整備事業団嘱託職員（廃棄物安全管理指導員）任用者名簿」に登載し、令和5年4月1日以降、嘱託職員の採用が必要な時期に成績の上位者から順次採用します。

(2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和6年3月31日までとしますが、有効期間内の嘱託職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。

9 申込手続等

(1) 次の①～③の書類を「10 申込・問合せ先」に郵送してください。

① ハローワークからの「紹介状」

② 履歴書（写真貼付）

③ 職務経歴書

(2) 締切

令和5年2月14日（火）必着

※ただし、申込みが5人になった日の受付分までで締切とします。

10 申込・問合せ先

〒861-0821

熊本県玉名郡南関町下坂下4771-3

公益財団法人熊本県環境整備事業団

電話番号 0968-53-8500